

岩手県告示第215号

屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）第6条第2項の規定により、岩手県営屋内温水プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 個人使用の場合にあつては、表1に掲げる額
- 2 貸切使用の場合にあつては、表2に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあつては、同表に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 3 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 個人使用の場合の利用料金

区 分		高等学校生徒及び学生	一 般
50メートルプール及びファミリープール	普通利用料金（1回につき）	円 350	円 450
	夜間利用料金（17時以後の使用1回につき）	140	200
	回数利用料金（5回につき）	1,380	1,830
	団体利用料金（10人以上の団体の場合1人1回につき）	280	370
トレーニングルーム	普通利用料金（1回につき）	120	170
	夜間利用料金（17時以後の使用1回につき）	60	70
	回数利用料金（5回につき）	490	670
	団体利用料金（10人以上の団体の場合1人1回につき）	100	130

備考 幼児、小学校児童及び中学校生徒に係る利用料金は、無料とする。

表2 貸切使用の場合の利用料金

（50メートルプール）

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
貸切使用の利用料金（1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 7,840	円 15,710
	その他の日	6,540	13,090
区分使用の利用料金（1区分につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	3,920	7,855
	その他の日	3,270	6,545

備考1 「料金を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表3 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
放送設備	1式1時間までごとに	円	円

		120	280
電光表示板	1式1時間までごとに	140	300

備考 「料金を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。